

23 逗 0405 発第 3360003 号

2011 年（平成 23 年）12 月 2 日

逗子海岸営業協同組合  
理事長 眞壁 克昌 様

逗子市長 平 井 竜 一

逗子海水浴場の営業に関する本市施策への協力について（要請）

日頃より、本市の観光行政に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今夏におきましては海水浴場への来場数は昨年度に比べ減少したものの、貴組合員におかれましても、多忙を極めたことを拝察いたします。

さて、海岸の賑わいの中、今年度「海の家」の営業や海岸利用に関するルール」を一部改正し、遵守していただいたにもかかわらず、未だに苦情や好ましからざる状況が出現し、本市が内外に標榜する「家族が安心して楽しめる安全なファミリービーチ」のイメージが損なわれていると憂慮しているところであります。

先の市議会第二回定例会において、「海開き開設期間中の逗子海岸における、周辺住民の生活環境の保全に向けた施策の実現を求める陳情」及び「子どもたちが伸び伸びと逗子海岸で過ごせる風紀を取り戻すことを求める陳情」が全会一致をもって了承され、これに基づき設置された教育民生常任委員会所管事務調査「海水浴期間中の逗子海岸について」においても諸問題を解決するためには夜間営業の時間を短縮等の早急な改善策が求められています。

つきましては、逗子海水浴場の基本方針である「家族が安心して楽しめる安全なファミリービーチ」を実現するために、別紙事項のとおり申し入れますので、貴組合において検討協議の上、本市施策の実現に協力賜りますようお願いいたします。

## 逗子海岸営業協同組合に対する申入れ事項

### 1 改善事項

営業時間の短縮・・・・・・・・ 全ての営業時間を19時までとし、BGM等を流すことができる時間は、営業時間終了15分前までとする。営業時間終了後は、速やかに来店者を退店させ、片付けるものとする。

(経過措置)・・・・・・・・ 全ての営業時間を19時30分までとする。

また、特別な事情による営業時間の延長は、市及び観光協会が主催するイベント時のみ適用し、営業終了時間については、別途協議する。

### 2 引き続き遵守する事項

- (1) 建築確認申請時の確認・・ ライブ等を行う海の家は、ルール上音漏れがないよう建物の周囲を囲むとしていることから、その建物の構造及び仕様の図面を建築確認申請前に市担当課に提出し、確認を得ること。
- (2) 複数による苦情処理体制・・ 苦情処理が組合長に集中することを避けるため及び迅速に処理を行うために、開設期間中は複数の苦情処理体制をとること。
- (3) その他配慮事項・・・・・・・・
  - ・ 海を家の従業員に関し、来場者に威圧感を与える刺青、タトゥー等の露出は遠慮願うこと。
  - ・ 飲み物の提供の際は、ビン、ガラス製の器での提供は控えること。
  - ・ 「家族が安心して楽しめる安全なファミリービーチ」を実現するために自主パトロールを行うこと。

以上、市の施策として協力を要請する。